

普通河川戸代西川砂防工事（愛媛県越智郡宮窪町 大字宮窪地内）及びこれに伴う附帯工事

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第 1 号の要件への適合性について

申請に係る事業は、愛媛県越智郡宮窪町大字宮窪地内において「普通河川戸代西川砂防工事及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）を施行する部分を起業地とする部分である。本件事業は、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に掲げる砂防施設に関する工事であることから、法第 3 条第 3 号に掲げる砂防法による砂防設備に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第 2 号の要件への適合性について

砂防設備の整備は、砂防法第 2 条の規定により、平成 14 年 3 月 14 日付け国土交通省告示第 200 号で国土交通大臣から砂防指定地として指定を受け、同法第 5 条の規定により、愛媛県知事は、砂防設備の工事を施行する責任があり、愛媛県は、本件事業を施行する権能を有する主体である。

このことから本件事業の起業者である愛媛県は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

以上により、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第 3 号の要件への適合性について

(1) 申請事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、普通河川戸代西川（以下「戸代西川」という。）の土砂災害を未然に防止することを目的とし、計画流出土砂量約 1,200m³を確保するため、高さ 7 m、長さ 47.4 m のえん堤及び護岸を整備するものである。

戸代西川は、上流部において溪床堆積物が多く、土砂の生産源となっている上、溪流の崩壊、浸食及び倒木の散在により集中豪雨時には土石流発生の危険性が高くなっており、「土石流危険溪流および土石流危険区域調査（案）」（平成 11 年 4 月建設省（現国土交通省）河川局砂防部）に基づき実施された調査の結果、土石流危険溪流Ⅰに分類され、愛媛県が土石流危険溪流に位置づけている。また、下流域には人家 38 戸、集会所及び町道を含む集落が広がっているため、集中豪雨時に土石流が発生すると甚大な土砂災害の発生が危惧される状況にある。本件事業の施行により、集中豪雨時における土石流が抑止あるいは導流され、地域住民の生命、財産及び社会資本等の保全を図ることができるため、本件事業の施行に

より得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(2) 申請事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等により、環境影響評価が義務付けられた事業に該当しないため、環境影響評価は実施されていない。また、本件起業地内においては、自然公園法（昭和32年法律161号）に基づき指定された区域、希少動植物の生息地及び埋蔵文化財の包蔵地が含まれていない。以上を勘案すれば、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 代替案の比較について

本件事業の事業計画は、戸代西川における土砂流出を未然に防止することを目的とするものであることから、最も効率的な土砂の捕捉が期待できる計画として、戸代西川中流部の渓谷に砂防ダムを築造するものであるが、代替案についてはこの申請案のほか、

①上流部案

②下流部案

が考えられる。

申請案、①案及び②案の3案について比較すると、①案は、戸代西川左岸側に位置する戸代池からの浸透水により、掘削面が崩壊する危険性があり、技術的に問題がある。また、地形上渓谷幅が狭いため堤高の最も高いダムとなり、工事費が最も高額となる。

また、②案は、渓谷幅が広い地形であるため本堤長が最も長くなるとともに、戸代西川東側の農道との高低差が生じるため、農道の付け替えが必要となり、工事費が高額なものとなる。

一方、申請案は、工事を施行する上で問題がなく、最も規模の小さいえん堤で効果的に堆石土砂を捕捉することができる。

以上のように、地域社会への影響、経済性、技術的観点から総合的に比較すると、本件事業の手法は最も合理的であると認められる。

(4) 比較衡量

(1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。

また、(3)で述べたように、本件事業のルートは、代替案と比較して合理的なものであることが認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性について

(1) 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、土砂災害発生危険性が非常に高い戸代西川において、土砂災害を未然に防止することを目的とし、地域住民の生命、財産及び社会資本の保全等を図ることを目的とするものであることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、建設省河川砂防技術基準（案）（平成9年10月）等に基づき必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、本体工事により恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられており、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。